知多北部広域連合公告第８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定に基づき、令和６年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算の要領をここに公表する。

令和６年２月１５日

知多北部広域連合長　花　田　勝　重

令和６年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算

令和６年度知多北部広域連合の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６，５５４，７２０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。